

集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書（案）

内閣法制局長官は、集団的自衛権について憲法上許されないと、１９８３年４月の角田内閣法制局長官の「行使ができないのは憲法９条の制約である。わが国は自衛のための必要最小限度の武力行使しかできないのであり、集団的自衛権はその枠を超える」などに示されるように、国会で憲法や法律の政府統一見解について答弁してきた。

また政府は、憲法９条２項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」と説明してきた。「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」として、武力行使の目的をもった部隊の海外派遣、集団的自衛権の行使、武力行使をともなう国連軍への参加の３点について「許されない」という見解を示してきた。

よって、政府においては、日本の「自衛」とは無関係であり、なおかつ海外で戦争する国となる集団的自衛権行使を容認する憲法解釈の見直しは行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年 月 日

大分市議会